

平成26年定例第1回市議会会議録(第4日)

平成26年3月24日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	松藤 典子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	企画財政課長	坂田 良二
副市長	高野 道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山 俊英
教育長	藤原 喜雄	介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田 浩
監査委員	平井 常雄	福祉事務所長	梅津 俊朗
総務部長	吉開 忠文	環境衛生課長	富重 巧斉
市民生活部長	松藤 泰大	農林水産課長	坂梨 一広
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾 健一	商工観光課長	吉開 均
建設都市部長	石橋 慎二	上下水道課長	加藤 康志
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
消防長	塚本 哲嘉	教育部指導室長	藤木 文博
総務課長	馬場 洋輝		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- (2) 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- (3) 議案第1号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第2号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第3号 みやま市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第4号 みやま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

- (7) 議案第 5 号 みやま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- (8) 議案第 6 号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第 7 号 指定管理者の指定について
- (10) 議案第 8 号 みやま市道路線の認定について
- (11) 議案第 14 号 平成26年度みやま市一般会計予算
- (12) 議案第 15 号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (13) 議案第 16 号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (14) 議案第 17 号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (15) 議案第 18 号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (16) 議案第 19 号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (17) 議案第 20 号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (18) 議案第 21 号 平成26年度みやま市用地特別会計予算
- (19) 議案第 22 号 平成26年度みやま市水道事業会計予算
- (20) 陳情第 2 号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書
- (21) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第 1 号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 同意第 2 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、龍祐之氏の任期が平成26年3月29日で満了するのに伴い、今回新たに堤央宜氏をみやま市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

堤央宜氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

教育委員さんは5名いらっしゃると思いますが、今回2名ですね、別な方の提案がありますけれども、5名の皆さん方の初めて就任された日と任期満了の日を御報告いただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

それぞれの委員ごとに御説明申し上げます。

まず、委員長でございます龍祐之委員。昨年、平成25年3月30日就任、任期が前任者の残任期間ということでございますので、本年3月29日まで。

それから、委員長職務代理者でございます釘嶋忠治委員でございます。釘嶋委員は平成19年3月30日就任、1期目が平成24年3月29日、再任でさらに平成24年3月30日から平成28年3月29日までの任期でございます。

それから、末次光子委員でございます。平成23年3月30日から平成27年3月29日までの任期となっております。

それから、早川京子委員。平成21年3月30日から平成25年3月29日が前期でございます、現在が平成25年3月30日から平成29年3月29日までの任期途中でございます。

それから、教育長でございます藤原委員でございますけれども、平成23年3月30日から平成27年3月29日——来年でございますけれども——の4年間の任期となっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

ありがとうございました。

そうしますと、龍先生は徳永先生の残任期間ということで1年でございました。釘嶋さんは、満了になりますと8年お務めになるわけですね。それと、末次光子先生はちょっとわかりにくかったんですが、早川委員さんも満了まで務められると8年ということでいいですかね。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

はい、そのとおりでございます。（「末次光子さんは」と呼ぶ者あり）現在1期目ということでございます。（発言する者あり）失礼しました。2期目でございます。

○議長（牛嶋利三君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

今回提案がっております龍先生と藤原教育長を除いて、あとの方は満了まで務めると全て8年ということで確認させていただいていいですか。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

そのとおりでございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

今それぞれの教育委員さんの任期、お務めになられた年月を聞きますと、ほとんど2期やられておりますが、龍先生におきましては前任の残任期間の1年ということでしたけれども、ほとんどの方が再任されているようですけれども、再任されなかった何か特別な理由でもあるならば、ちょっとお聞きしたいなと思っております。お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これはあくまでも徳永先生の残任期間ということで、任期満了でございましたので、再任はいたしませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。ほかに。6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、市長のほうから残任期間だけということで答弁がありましたけれども、すばらしく優秀な見識のある龍先生を1年だけで終わらせるのは、ちょっとみやま市にとってもいかななものかと思えますけれども、その辺どうお考えですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

あなたはそう思われるかもしれませんが、いろいろな事情によりまして再任はできませんでした。これはあくまでも人事権でございますので、もしあなたがそんなふうにおっしゃるなら、ほかの先生も、今度は誰がいい誰がいいとおっしゃったら、これは收拾がつかなくなるわけでございますので、人事権の介入と私は思いますので、そういったことはなさないでください。（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

同じことならもう……。 （「その内容について」と呼ぶ者あり） ちょっと起立して。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

内容については言いませんが、私さっき質疑したときに、特別な何か理由がありますかということで、いや、特別な理由はないと。しかし、今のいろいろな事情でというのは特別な事情に当たらないのかどうか、そこをちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

別に理由はございませんけど、いろいろな事情があります。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

いろいろな事情が特別な事由になるんじゃないかと私は推察いたしますので、よければお聞かせいただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

こういう平場で言えることと言えないこととあるわけでございますので、人事権はあくまでも市長の専任事項でございますので、もしほかの議員が、例えば野田議員が誰がいい、上津原議員が誰がいい、荒巻議員が誰がいいと言われたら、みんな識見がありますと言われたらどうしますか。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと皆さん方に申し添えますけれども、この議案そのものはですね、今、市長も提案者として説明を行ってありますが、人事権に関しては我々議会は不介入です。このことに対しては同意するのかもしれないのか、これが議題でございますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

特に龍先生のことについてお伺いいたします。

龍先生は、合併の統合小学校の件でも委員長を務められておって、長くみやまの行政についても理解と見識があった方だというふうに思います。

それで、1年前に市長が龍先生に教育委員をお願いされたと思うんですけども、龍先生も快く受けもらったというふうに思いますね。で、今回やめられることについて、龍先生のほうからやめたいと言われたのか、あるいは市長のほうからかわってもらったがいいというふうなことでなったのか……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと田中議員、いいですか、今現在、龍委員長が教育委員長として務めてあるけど、

この提案そのものがですね、今回と変わらんですね、徳永前委員の残任期間中の任期を選任
いただいとったわけですね。そのことに対する同意を議会はしております。

だから、その後に及んで、先ほど教育部長のほうから任期をお示しいただきましたよね、
近藤議員の質問に対して。ですから、この任期で終わるわけです。再任する再任しないは、
このことは示していなかったはずですよ。

○1番（田中信之君）

いやいや、だから本人はどうやったのか、もうやめたばんで……

○議長（牛嶋利三君）

いや、それは本人のことはわからんじゃないですか。

○1番（田中信之君）

なら、一応質問します。答えたくないなら答えんでもいいけど、一応質問します。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

これはあくまでも残任期間で、今でも非常に立派な方だと私は思っております。だけど、
残任期間が終わりましたので、それまでで終わりということでございます。本人は、やめた
いともやめたくないともおっしゃっておりません。そういうことです。任期が来ましたから、
それで終わりということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があ
っておりませんが、討論ございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

今回、同意を求められております堤央宜先生は、高田町在住ということもありまして、よ
く存じております。お父さんをよく知っておりまして、御本人さんもしっかりした人物であ
りまして、しっかりした家庭であるというふうに思っております。そして、現在は金剛寺の

住職をされているということでございます。

ただ、今、全国の教育委員会の現状は、新聞報道にも出ておりましたように教育委員会の制度改革が進められております。新聞報道によりますと、今月の11日に自民党と公明党の政策プロジェクトチームが合意したということで、今、開会中の国会でこの制度改革が決められるであろうというふうに言われているわけでありまして。この制度改革の中には、教育委員並びに有識者でつくる総合教育会議の設置が全国的に全自治体に義務づけられるということでありまして。しかし、この総合教育会議が何をどこまで決めるのかということについては、まだ曖昧な部分が残っておるということでありまして。

そういう意味で、ここ二、三年、大変、教育委員会は重要な問題が山積をしているということでありまして。そういうことを考えてみたとき、現在の龍委員長が昨年の3月議会で初めて教育委員への提案がされ、そのときの資料によれば、ここに持ってきておりますけれども、昭和44年から45カ年にわたって、近くでは三橋中、高田中、さらには三潁中での教諭、教頭先生を初め、久留米附設の教頭ですね、さらに福岡県教育庁へのたび重なる出向、そして瀬高中学校での2度にわたる校長先生の経験、近年の5カ年は福岡大学で教鞭をとられておる。そういうふうに、教育と教育行政に対する貢献は大変なものがあるというふうに私は認識をいたしております。この間の45カ年に及ぶ教育と教育行政への経験は大変に貴重であるというふうに思います。前教育委員の徳永先生の残任期間だったとはいえ、昨年の3月議会で龍祐之氏を議会で初めて同意したばかりであります。1年間、教育委員をお務めいただいたばかりであります。

以上のような情勢を考えたとき、教育委員としては、今残りの3名の委員さんが8年お務めいただくということを考えてみた場合、まさに今からではないかという感じがするわけがあります。

私は、堤先生は48歳の若さでありまして、大変優秀な方でありまして。そういうことを考えてみた場合、まだまだ今後チャンスはあるというふうに思いますので、堤先生には大変申しわけないというふうに思いますけれども、今回については今申し上げた内容で同意できないということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

次に、賛成討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

同意第2号は原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、同意第2号は同意することと決定をいたしました。

日程第2 同意第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．同意第3号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第3号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、藤原喜雄氏が一身上の都合で、平成26年3月31日をもって、みやま市教育委員会委員を辞任されるのに伴い、今回新たに長岡廣通氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

長岡廣通氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により前任者の残任期間となっておりますので、平成27年3月29日までとなっております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 教育委員会委員の任命については同意する
ことと決定をいたしました。

日程第3 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第1号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があ
っておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第1号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第4 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第2号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、吉開総務部長、馬場総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、職員の給与等の適正化を図るため、国家公務員の給与に準じ条例を改正するものでございます。

まず1点目として、職員の持ち家に係る住居手当について、現行月額2,500円を平成26年度は1,500円とし、平成27年度以降は廃止するものでございます。

次に2点目としては、平成18年の給与構造改革により、平均で4.8%の給料の減額改定が行われ、給料減額の激変緩和の措置として、削減前の給料額を新給料表の金額に達するまで、当分の間、保障する現給保障制度が設けられておりましたが、国が平成25年度をもって廃止することになったため、本市においても国に準じて廃止するものでございます。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論行います。議案第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案第3号 みやま市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。宮本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第3号 みやま市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、江崎教育部長、四牟田社会教育課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法が一部改正され、これまで法律で定められていた社会教育委員の委嘱の基準に係る規定が廃止されることに伴い、本市の条例で定める必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市社会教育委員設置条例の一部を改
正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第4号 みやま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いてを議題といたします。

本件については総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めま
す。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、総務
文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日、江崎教育部長、四牟田社会教育課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方青少年問題協議会法が一部改正され、これまで法律で定めていた会長及び委員の要件に係る規定が廃止されることに伴い、本市の条例で定める必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第5号 みやま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件については厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に塚本消防長及び関係課長の出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格について本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものです。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第6号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に塚本消防長及び関係課長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第6号は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第7号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第7号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に横尾環境経済部長、坂梨農林水産課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、現在、道の駅みやまの指定管理者として株式会社道の駅みやまを指定しておりますが、平成26年3月31日をもって、その指定期間が満了となるため、再度、株式会社道の駅みやまを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告がありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 指定管理者の指定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第8号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件については産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第8号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において石橋建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

対象路線は2路線で、1つ目の路線番号4409太神中道2号線は、宅地造成分譲による道路寄附とあわせ、分譲地内道路がみやま市へ寄附されましたので、新たに市道として認定するものであります。

2つ目の路線番号7180向田3号線は、開発行為により宅地造成された道路がみやま市へ帰属となりましたので、新たに市道路線として認定するものであります。

委員会では慎重審議の結果、いずれの路線も市道認定により地域住民の公共の福祉を増進できるものとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第8号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市道路線の認定については委員長報
告のとおり原案可決をされました。

日程第11～第19 議案第14号～議案第22号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第14号 平成26年度みやま市一般会計予算から日程第19. 議案第22号 平
成26年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求
めてまいります。河野予算審査特別委員会委員長、お願いします。

○予算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第14号 平成26年度みやま市一般会
計予算から議案第22号 平成26年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構
成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月4日、10日、18日、20日の4日間、分科会は3月11日、12
日、13日の3日間開催し、全体会議ではみやま市の全会計予算について審査を行い、分科会

では各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

平成26年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては、17,435,000千円となっております。前年度と比較して7.3%、1,185,000千円の増となっております。

本年度の主な事業は、安全安心のまちづくりの拠点となる消防庁舎の完成、山川東部、山川南部、飯江、竹海の4校統合小学校の建設費用、南筑後農業協同組合ミカン出荷貯蔵施設の建設補助など、基幹産業である農業の振興策などが図られております。

一方、ソフト事業では、定住促進のPR事業、防災ハザードマップ作成、民生委員児童委員活動費補助金の創設など、安全安心なまちづくりへの配分がなされております。また、あいさつ日本一運動の啓発や中学校の35人学級制度の拡充など教育振興、さらに延長保育や乳幼児医療などの子育て支援策も図られております。

続いて、特別会計予算につきまして申し上げます。

特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,696,280千円とし、前年度対比233,426千円の減で、率にして2%の減となっております。

続いて、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益は545,973千円と見込み、支出の事業費を497,086千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を141,646千円、支出を316,502千円と見込んでおり、収支不足額の174,856千円については、損益勘定留保資金、減債積立金などで補填するものです。

以上、平成26年度予算の概要でございます。

本年度予算は、市民生活の向上と地域活性化を目指し、市長公約に位置づけた施策の着実な実行を推進するものとし、安全安心なまちづくり、教育の振興、産業の振興、社会基盤の整備に重点配分した積極予算としております。

一方、自主財源が少ない本市が積極的な投資を実現し、持続可能な財政状況を維持するため、第2次行政改革を推進することといたします。

それでは、審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全会計の共通事項として、1、予算執行に当たっては、効率的かつ適正な執行に努めること。2、市の重点施策については、説明資料等の充実を図ること。3、重要な施策については、事前に所管の常任委員会に報告を行うこと。4、委託料については、厳格な審査

を行い予算化すること。

次に、一般会計予算について申し上げます。

1、人権・同和関係団体への補助金については、予算科目を統一すること。2、市民の広聴については、庁舎内に意見箱を設置するなどして、さらなる充実を図ること。3、民生委員の負担見直しを行い、充実した民生委員活動ができる環境づくりを整備すること。4、各種健診については、受診率向上のために利便性を考慮した施策を図ること。5、福祉バスについては、運営形態を含めて効率化やコミュニティー化の検討を図ること。6、農業振興を進める上で、国・県の補助事業を大いに活用し、生産意欲の向上に努められたい。7、有害鳥獣駆除対策については、年々被害が拡大しているため、さらなる対策の強化を図られたい。8、商工業の活性化対策及び企業誘致政策を積極的に行うこと。9、生活道路及び水路については、安全性と利便性の向上を図る観点から早急な整備に努めること。10、理科教育については、国が技術立国を目指している中において、さらなる振興を図ること。11、学校給食センターについては、さらなる有効活用を図ること。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

1、医療費については、高齢化率が高いにもかかわらず県下で下位になっている。さらなる努力を図ること。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1、高齢化率の上昇に伴い介護予算も増加している中で、介護サービス及び介護予防事業へのさらなる取り組みを図ること。

以上、各会計予算について指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第14号については賛成多数で、議案第15号から議案第22号までの8議案については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います、討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第14号について討論を行います。議案第14号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成26年度みやま市一般会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

○議長（牛嶋利三君）

次に、議案第15号について討論を行います。議案第15号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成26年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第16号について討論を行います。議案第16号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第17号について討論を行います。議案第17号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第18号について討論を行ってまいります。議案第18号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第19号について討論を行います。議案第19号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成26年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第20号について討論を行います。議案第20号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成26年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第21号について討論を行います。議案第21号の討論につきましては、ただいま

のところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成26年度みやま市用地特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第22号について討論を行います。議案第22号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成26年度みやま市水道事業会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第20 陳情第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 陳情第2号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書を議題といたします。

本件については、平成25年3月議会におきまして厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

陳情第2号。審査を継続しておりました「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書については、趣旨採択といたします。

以上、厚生常任委員会における報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。陳情第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択でございます。

陳情第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、陳情第2号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書の提出については、委員長報告のとおり趣旨採択をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

お諮りをいたします。発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 発議第1号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。柁嶋議会事務局長、お願いいたします。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

次に、提出議員の説明を求めてまいります。13番中島一博君、お願いします。

○13番（中島一博君）（登壇）

提案理由の説明をいたします。

発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案が可決されたことに伴い、みやま市議会委員会条例を改正する必要があるため改正するものです。

第2条第2項第2号ア中「市民生活部」を「市民部」に改め、同号中イをウとし、アの次に、「イ 保健福祉部の所管に属する事項」を加えるものです。

皆様方の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告が
あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第1号は原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定につきましては原案どおり可決をされました。

日程第21 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会から目下委員会において調査中の事項につきまして、会議規則第111条の規定に
より、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございま
す。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすること
に決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで
閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知
おきをお願いいたします。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 小野 茂 樹

みやま市議会議員 中島 一 博